

公立大学法人秋田公立美術大学 第2期中期目標・中期計画一覧表

中期目標	中期計画	数値目標								
<p>第1 中期目標の期間および教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>平成31年4月1日から平成37年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>学部</td> <td>美術学部</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>複合芸術研究科</td> </tr> </table>	学部	美術学部	大学院	複合芸術研究科	<p>第1 中期計画の期間および教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期計画の期間</p> <p>平成31年4月1日から平成37年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>この中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>学部</td> <td>美術学部</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>複合芸術研究科</td> </tr> </table>	学部	美術学部	大学院	複合芸術研究科	
学部	美術学部									
大学院	複合芸術研究科									
学部	美術学部									
大学院	複合芸術研究科									
<p>第2 教育の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容の充実</p> <p>ア 大学の4つの理念とそれに基づく教育研究上の目的に沿った教育課程となるよう、不断の見直しを行い、豊かな教養と深い芸術の専門性を備え、新しい芸術表現を模索しながら創造性を発揮できる人材を育成する。</p> <p>イ 大学院の教育・研究理念に沿った指導の充実に取り組み、多様化する現代芸術領域と、複雑化する地域課題に対応しうる高度な実践力を有する人材や、高度な専門性を有する研究・教育者を育成する。</p> <p>(2) グローバル人材の育成</p> <p>グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦することができる人材育成のための教育を推進する。</p> <p>(3) 教育の質の向上</p> <p>教育活動に対する自己点検・評価、学生による授業評価等を活用し、教育活動の改善と充実を図るとともに、FD・SD活動の取組を通じて教員の教育力および教職員の資質向上を図る。</p>	<p>第2 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容の充実</p> <p>ア 学士課程における教育の充実</p> <p>○【重】教育課程の充実（学務委員会）</p> <p>各科目の連携を図るとともに、科目区分や科目内容、履修方法等の見直しに努め、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく体系的な教育課程の充実を図る。</p> <p>○成績評価（学務委員会）</p> <p>学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価基準に沿った客観的で適切な成績評価を実施する。</p> <p>○【新・重】大学院との連携（学務委員会）</p> <p>大学院と連携し、大学院課程での授業や研究等を公開する場を設けるなど、進学後までの一貫した学びを共有する。</p> <p>イ 大学院課程における教育の充実</p> <p>○【重】研究指導の充実（大学院入試・教務委員会）</p> <p>大学院生の研究環境の改善と教職員間の連携による研究指導体制のきら更なる充実を図るとともに、学部・大学院間の連携により、共同授業等の相互的な活動を推進する。</p> <p>○成績評価（大学院入試・教務委員会）</p> <p>学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価基準に沿った客観的で適切な成績評価を実施する。</p> <p>(2) グローバル人材の育成</p> <p>○【拡・重】グローバル教育の推進（学務委員会・企画課）</p> <p>新たな海外研修プログラムを〇創設七等、海外の美術動向を積極的に取り入れた教育を実践するほか、豊かな教養と伝統文化への深い理解を養うなど、グローバルに活躍するための国際感覚を身に〇付けた人材を育成する。</p> <p>○【新・重】外国語教育の充実（学務委員会）</p> <p>グローバルな交流や活動の場で求められるコミュニケーション能力を育成するため、外国語教育体制の充実を図る。</p> <p>(3) 教育の質の向上</p> <p>○教育活動の評価と改善（学務委員会・FD・SD委員会）</p> <p>教育活動について自己点検・評価を継続的に実施するとともに、学生アンケートの結果を教員の授業評価の参考指標として取り入れるなど、評価に基づく教育活動の改善と充実を図る。</p> <p>○教育力の向上（FD・SD委員会）</p> <p>教育力の向上に組織的に取り組むため、FD・SD活動の積極的な推進を通じて、教職員に対する各種研修機会の充実を図る。</p>	<p>アンケートの満足度評価：4.0以上（5点満点）</p> <p>FD・SD取組事例数：1530件以上</p>								

中期目標	中期計画	数値目標
<p>(4) 学生確保の強化</p> <p>入試制度改革への対応や入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿い、意欲ある優秀な学生を確保するため、必要に応じ入学者選抜方法の見直しを行うとともに、入試広報活動に積極的に取り組む。</p>	<p>(4) 学生確保の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【重】入学者選抜の改善（入試委員会・大学院入試・教務委員会） 入試制度改革への対応を図りながら<u>るとともに</u>、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った意欲ある優秀な学生を受け入れるため、<u>過去の入試結果や入学後の学力成績等の分析・検証を踏まえた入学者</u>選抜方法の改善を図る。 ○入試結果の分析と検証（入試委員会） 過去に実施した入学試験の結果および入学後の学力成績等を分析・検証し、入試制度の改善に取り組む。 ○入試広報活動の充実（入試委員会・大学院入試・教務委員会・広報委員会） 美術に対する意欲や関心が高い優秀な入学志願者の確保を目指し、入試広報活動の充実を図る。 ○【新・重】社会人・外国人留学生の受け入れ（入試委員会・学生課） 知識や技能の向上を目指す社会人や優れた外国人留学生等、多様な人材を受け入れるための体制を整備する。 	
2 学生への支援に関する目標	2 学生への支援に関する目標を達成するための措置	
<p>(1) 学習支援の充実</p> <p>学生自らが、意欲を持って学習や研究活動に取り組めるよう、学習環境や相談体制の充実を図る。</p> <p>(2) 生活支援の充実</p> <p>学生が心身両面において健康で充実した大学生活を送ることができるよう、健康管理や生活相談などの充実を図る。</p> <p>(3) 進路支援の充実</p> <p>学生自らが、将来への目的意識を明確に持ち、目的達成のスキルを身に付けることができるよう、キャリア教育の充実を図るとともに、学生一人ひとりの進路実現に向けた、全学的な進路指導體制を強化する。</p>	<p>(1) 学習支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習環境の整備・充実（総務課・附属図書館運営委員会） 学生が自主的な制作活動や課題に取り組めるよう、施設設備や学内情報システムの整備のほか、制作スペースや附属図書館の充実など、学習環境の整備・充実を図る。 ○学習相談等の充実（学務委員会） 学生の状況をきめ細かく把握し、学習相談に応じるための担任教員を配置するとともに、学生が教職員に対し積極的に相談できる体制の充実を図る。 ○【拡・重】学習意欲を高める機会の充実（学務委員会・卒展・修了展等企画委員会） 成績優秀者の表彰制度の実施や学外企画展等への出展機会の拡充など、学習意欲を高める機会の充実を図る。 ○自主的な活動の支援（学生課・卒展・修了展等企画委員会） 卒業研究作品展・修了<u>研究</u>作品展をはじめ各種作品展示やイベントの企画、サークル活動等の学生の自主的な活動を支援する。 <p>(2) 生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談体制の整備（学務委員会） 学生の心身両面の健康と生活上の諸問題に対応できるよう、定期的な健康診断を実施するとともに、臨床心理士や看護師による相談体制を整備するとともに<u>など</u>、各専攻等との一体的な支援体制を整備<u>連携・協力した支援を提供</u>する。 ○【新】経済的な支援（学務委員会） 経済的な理由などで授業料の納付が困難な学生に対し、授業料の減免等で支援する。 <p>(3) 進路支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【重】進路指導の充実（キャリアセンター） 就職・起業および進学等に関する積極的な情報提供・<u>個別指導</u>のほか、キャリア<u>教育科目</u>やガイダンスの充実を図るなど、学生の適切な進路選択を支援する。 	<p>進路決定率： <u>100%</u>以上 （就職者＋大学院等進学者＋作家活動等）／卒業生</p>

中期目標	中期計画	数値目標
<p>(4) 総合的な支援体制の整備</p> <p>多様化する学生ニーズに迅速かつ適切な対応を図るため、各種支援体制の横断的な連携のもと、よりきめ細やかな支援を提供することができる体制を整備する。</p>	<p>(4) 総合的な支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【新・重】総合的な支援の提供（学務委員会・学生課） 学生一人ひとりのニーズに対応し、学習や生活、進路等の各種支援体制の連携を図り、学生生活全般にわたるきめ細やかで総合的な支援が提供<u>すること</u>ができる体制を整備する。 ○【新】ダイバーシティの推進（学生課） 障がいの有無や性別、文化的相違等、支援内容の多様化<u>する支援内容</u>への対応を図り、ダイバーシティを推進する。 	
<p>第3 研究の質の向上に関する目標</p> <p>1 研究に関する目標</p>	<p>第3 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 研究に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>(1) 研究水準の向上</p> <p>新たな芸術表現の創出や地域における課題解決に資するための、高度で実践的な研究活動を積極的に推進するとともに、研究成果を広く国内外に発信する。</p> <p>(2) 研究支援体制の充実</p> <p>研究活動の充実と多様化に向け、支援体制を整備し研究基盤の強化を図るほか、若手研究者や女性研究者の育成支援に取り組む。</p>	<p>(1) 研究水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【重】先鋭的・複合的な研究の推進（企画課） 地域の様々な課題に応じた実践的な研究の<u>さらなる</u>進展を図るとともに、他分野の研究者や他機関と連携し、先鋭的、複合的、学際的領域の創作活動を含む研究を推進する。 ○【重】外部資金の獲得（企画課） 科学研究費助成事業（科研費）など外部競争的研究資金の獲得に向け、教職員一体となったサポート体制の充実を図るとともに、研修会の開催や学内研究費の裁量的な配分等を通じて組織的に支援する。 ○研究成果の発信（広報委員会・企画課） 芸術表現に関する特色ある研究成果や活動実績を広く国内外に発信し、大学のプレゼンス向上を図る。 <p>(2) 研究支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【新・重】研究活動の支援（総務課・企画課） 研究活動の活性化に向け、研究資源や時間を効率的に活用するための環境整備や外部資金獲得に向けた<u>教職員一体となった</u>サポート体制の充実など、研究支援体制の充実を図る。 ○【新】若手・女性研究者の育成支援（総務課・企画課） 女性研究者の活躍推進とともに、女性研究者を含む若手研究者の育成・確保に努め、多様な視点による研究活動の活性化を図る。 	<p>科研費申請数：5060件以上 科研費採択数：518件以上 査読付論文の掲載数：10件以上 公募の入賞数：10件以上 シンポジウム：5回以上</p>
<p>第4 社会連携の充実に関する目標</p> <p>1 社会連携に関する目標</p>	<p>第4 社会連携の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 社会連携に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>(1) 地域社会への貢献</p> <p>「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学」という基本理念の更なる推進のため、積極的に地域連携に取り組むとともに、大学が持つ資源を活用しながら市のまちづくりや、地域の課題解決のシンクタンクとしての機能を確立させる。</p> <p>(2) 産学官連携の推進</p> <p>産学官との連携を強化し、大学の教育研究成果を地域社会に還元する。</p>	<p>(1) 地域社会への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【重】地域貢献活動の充実（社会連携委員会・企画課） NPO法人アーツセンターあきたとの連携を図りながら、地域の芸術を担う人材育成や地域の課題解決を図るための多様なプログラムを実施するほか、地域と連携した各種事業や社会のニーズを踏まえた公開講座等を実施する。 ○【新】市の政策課題への貢献（企画課） 秋田市が抱える様々な課題の解決に向けて、市が設置する各種委員会や審議会等に教職員が参加するとともに、市が目指す「芸術文化によるまちづくり」をはじめ、多面的な活動を通じて広く市民生活の向上に貢献する。 <p>(2) 産学官連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産学官連携の推進（社会連携委員会・企画課） 教育研究成果を地域社会に還元するため、地方自治体や民間企業等との共同事業を積極的に推進する。 	<p>産学官連携事業数：20件以上 【新】受託事業・共同研究数：60件以上</p>

中期目標	中期計画	数値目標
<p>(3) 他大学等との連携</p> <p>他大学等との交流・連携を図るとともに、高大連携授業等を通し高校との連携を推進する。</p>	<p>(3) 他大学等との連携</p> <p>○他大学との連携（企画課） 大学コンソーシアムあきた等への参画を通じて、県内の大学との研究協力や学生交流に取り組むほか、全国の美術系大学をはじめとする他大学との交流・連携を推進し、各大学が有する資源を有効に活用した教育研究活動の充実を図る。</p> <p>○高大連携の推進（学生課・企画課） 専門的な事項について強い意欲や関心を持つ高校生に対し、高大連携授業の開講や各高校を訪問しての模擬授業等を通して、多彩かつ多様な教育に触れる機会を提供する。</p>	<p>【新】（大学コンソーシアムあきた等が主催する）高大連携授業数：30科目以上</p>
<p>第5 国際交流の展開に関する目標</p>	<p>第5 国際交流の展開に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>1 国際交流に関する目標</p>	<p>1 国際交流に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>(1) 海外との交流機会の拡充</p> <p>グローバル人材を育成するため、海外の交流提携校を拡充するとともに、留学や研究活動の支援等、海外との交流機会の充実を図る。</p>	<p>(1) 海外との交流機会の拡充</p> <p>○【重】交流提携校の拡充（国際交流センター） 本学の教育研究活動の向上に向け、海外の大学や研究機関等との交流協定締結を拡充し、教員や学生間の交流機会の充実を図る。</p> <p>○【拡・重】学生支援の充実（国際交流センター・企画課） 単位互換制度を視野に入れた海外留学制度の整備など、学生支援の充実を図るほか、国際的な現代美術の動向を体感できる機会を提供するための新たな海外研修プログラムを創設する。</p> <p>○研究活動等の支援（国際交流センター・企画課） 教員の海外での研究活動や作品発表、国際的な展示会への参加等を支援するとともに、その活動実績等を広く国内外に発信する。</p> <p>○【重】受け入れ体制の整備（国際交流センター） 外国人留学生向けの受け入れプログラムを構築するほか、海外の大学教員やアーティスト等の研究活動および作品発表の受け入れ機会の拡充に向け、レジデンス施設の整備など各種サポート体制の充実を図る。</p>	<p>交流提携大学数：3校以上 海外における作品発表等：3件以上 【新】海外留学・海外研修参加者数：120人以上</p>
<p>第6 業務運営の改善および効率化に関する目標</p>	<p>第6 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>1 運営体制の改善に関する目標</p>	<p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>(1) 機動的・効率的な業務運営</p> <p>社会状況の変化に対応可能なガバナンス体制の強化を図り、理事長（学長）のリーダーシップのもと、大学の特色を生かした機動的・効率的な組織運営を推進する。</p> <p>(2) 教職員の協働</p> <p>機動的・効率的な組織運営を推進するため、教職員による学内組織の充実を図る。</p> <p>(3) 監査制度の充実</p> <p>監査制度の活用により、適正な法人運営を確保する。</p>	<p>(1) 機動的・効率的な業務運営</p> <p>○機動的・効率的な業務運営（総務課） 理事長のリーダーシップのもと、理事会や各種委員会等の明確な役割分担と円滑な連携を図り、開学10周年を踏まえた本学のさらなる発展に向けた機動的で効率的な業務運営を推進する。</p> <p>(2) 教職員の協働</p> <p>○学内組織の充実（総務課） 教員と事務職員との一体的な連携体制を確保し、各委員会やセンター等の学内組織の充実を図る。</p> <p>(3) 監査制度の充実</p> <p>○【新】監査制度の充実（総務課） 監査制度の充実を図るとともに、監査結果に基づき、大学運営の継続的な改善を推進する。</p>	

中期目標	中期計画	数値目標
<p>2 人事の適正化に関する目標</p> <p>(1) 人事制度の運用と人材育成</p> <p>人事計画に基づいた適正な人員配置に努めるとともに、教職員の能力、意欲が適切に評価される制度の運用と改善を図る。</p> <p>また、教職員の資質向上のため、積極的な能力開発を行う。</p>	<p>2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人事制度の運用と人材育成</p> <p>○【重】人事計画の推進（総務課） 法人職員採用計画を策定し、同計画の着実な推進により適正な人員配置を行う。</p> <p>○人事評価制度の運用と改善（総務課） 能力と実績が適正に評価され、教職員にインセンティブが働く評価制度の運用と改善を図る。</p> <p>○人材の育成（総務課・FD・SD委員会） SD活動を推進し、教職員の研修機会の充実を図るとともに、行政機関や他大学等との人事交流を通して、高い専門性と幅広い視野を持った人材の育成に努める。</p> <p>○【新】働きやすい職場環境づくり（総務課） ワークライフバランスに配慮し、教職員が働きやすく、健康で安心して働き続けることができる職場環境づくりを推進する。</p>	<p>【新】事務職員の法人採用職員率：50%以上</p>
<p>3 事務等の効率化に関する目標</p> <p>(1) 事務処理の効率化</p> <p>事務処理の効率化を図るため、既存の業務や事務組織の適正な見直しおよび合理化に取り組むとともに、外部委託を有効に活用する。</p>	<p>3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 事務処理の効率化</p> <p>○事務組織の効率化（総務課） 日常業務の効率的かつ効果的な実施による生産性の向上を図るため、事務組織の柔軟化や効率化について継続的な見直しを行う。</p> <p>○外部委託業務の検証（総務課） 事務処理の効率化および予算の効果的な執行を図るため、既存の外部委託業務について一委託内容を定期的に見直すなど、費用対効果の向上に努める。</p>	
<p>第7 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標</p> <p>(1) 外部資金等自己収入の確保</p> <p>科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得のほか、共同研究事業や受託研究事業による自己収入の確保に努める。</p>	<p>第7 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 外部資金等自己収入の確保</p> <p>○【重】外部資金の獲得（企画課） 科学研究費助成事業（科研費）など外部競争的研究資金の獲得を組織的に支援し、自己収入の確保に向けた外部資金の獲得を推進する。</p> <p>○受託事業等の推進（企画課） NPO法人アーツセンターあきたとの連携を図りながら、行政地方自治体や民間企業等との受託事業や共同研究などを積極的に受け入れる。</p> <p>○【新・重】新たな自己収入の確保（総務課） 新たな自己収入の確保に向け、積極的な情報収集に努めるとともに、本学が有する多様な資源を活用した独自の取組も含めを戦略的に検討展開する。</p>	<p>【再】科研費申請数：60件以上</p> <p>【再】科研費採択数：18件以上</p> <p>【再】受託事業・共同研究数：60件以上</p>
<p>2 経費の効率化に関する目標</p> <p>(1) 安定的な財政運営</p> <p>安定的な財政運営に資するため、教育研究水準の維持・向上に配慮しながら業務運営の効率化を図る。</p>	<p>2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 安定的な財政運営</p> <p>○【重】中長期的な視点による財政運営（総務課） 限られた予算の効率的・効率的な執行を図るため、事業のスクラップアンドビルドを進めながら、大学の中長期的な収入見込みを踏まえた財政運営を行う。</p>	
<p>3 資産の運用管理に関する目標</p> <p>(1) 施設および知的財産の有効活用</p> <p>資産の適切な管理を行うため、常に資産の状況を把握し有効活用を図る。</p> <p>また、研究成果の知的財産化に関する制度と体制を構築する。</p>	<p>3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 施設および知的財産の有効活用</p> <p>○施設の有効活用（総務課） 施設の有償貸付の推進など、資産の有効活用を図る。</p> <p>○知的財産の管理・活用（企画課・社会連携委員会） 知的財産の取扱いに関する基本方針に基づき、知的財産の権利化・収益化の推進を図る。</p>	

中期目標	中期計画	数値目標
<p>第8 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>(1) 評価の充実</p> <p>自己点検・評価の定期的な実施とともに、秋田市公立大学法人評価委員会や認証評価機関による評価結果を、教育研究活動や業務運営の改善に活用するなど、P D C A サイクルの着実な推進を図る。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>(1) 情報公開等の充実</p> <p>法人として社会に対する説明責任を果たすため、業務運営等に関し適切な情報公開に努めるとともに、教育研究活動等についても地域やマスコミとの連携による戦略的かつ積極的な情報発信を図る。</p>	<p>第8 自己点検および評価並ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 評価の充実</p> <p>○評価による業務改善（自己評価委員会） 効率的かつ客観的な自己点検・評価を実施するとともに、外部評価機関（秋田市公立大学法人評価委員会、認証評価機関等）による評価を受審し、評価結果・提言等を踏まえた業務改善や教育研究活動の質の向上に<u>充実</u>に取り組む<u>など、内部質保証機能の向上を図る。</u></p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 情報公開等の充実</p> <p>○情報公開等の充実（広報委員会） 法人としての説明責任を果たすため、適正な情報公開に努めるとともに、教育研究活動等の状況についても、ウェブサイト等の各種広報手段を活用した積極的な情報発信に取り組む。</p> <p>○【新・重】戦略的広報の展開（広報委員会） 特色ある教育研究成果や国際的な活動実績、地域貢献の取組等を迅速かつ戦略的に情報発信するとともに、学外企画展等への出展機会の拡充など、ターゲットを明確にした効果的な広報活動を展開し、本学の認知度およびブランド力の向上を図る。</p>	
<p>第9 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備に関する目標</p> <p>(1) 施設設備の整備</p> <p>教育研究のための快適な環境を実現するため、既存の施設設備の適切な維持管理および改修を計画的に実施する。</p> <p>2 大学支援組織等との連携に関する目標</p> <p>(1) 同窓会・後援会との連携強化</p> <p>学外からの支援体制を充実させるため、同窓会や保護者による後援会との連携を強化する。</p> <p>(2) 地元企業等との連携</p> <p>地元企業等のニーズの把握に努め、企業からの受託の件数および市内企業への就職者数が増加するよう、地元企業等との連携を強化する。</p>	<p>第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 施設設備の整備</p> <p>○【重】計画的な施設設備の整備（総務課・施設設備委員会） 老朽化した施設設備について、長期修繕計画に基づき省エネルギー化やCO2削減に配慮しながら計画的に修繕・更新するとともに、教育研究環境の向上に向けた新たな施設整備を検討する。</p> <p>○情報環境の整備（総務課） 情報教育環境の向上等を図るため、学内情報システムの改善・効率化を推進する。</p> <p>2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 同窓会・後援会との連携強化</p> <p>○同窓会・後援会との連携（キャリアセンター） 学外からの支援の充実を図るため、本学の前身である秋田公立美術工芸短期大学を含む卒業生による同窓会や、保護者による後援会との連携を強化し、情報共有や学生・卒業生に対するサポートを行う。</p> <p>○【新】開学10周年に向けた連携の推進（企画課） <u>開学10周年の節目の年（2023年）を本学の更なる発展の契機とするため、各種記念事業の実施に向けて同窓会や後援会との交流・連携の充実を図る。</u></p> <p>(2) 地元企業等との連携</p> <p>○地元企業等との連携（キャリアセンター） 産学連携の推進や就職対策の充実を図るため、大学支援組織「あきびネット」会員の新規開拓を推進するとともに、同組織を活用しながら地元企業等との連携を強化する。</p>	
<p>3 安全管理に関する目標</p> <p>(1) 安全管理体制の確立</p> <p>学内の安全衛生管理のための体制を確立し、事故等の未然防止に努める。</p> <p>(2) 危機管理体制の充実</p> <p>災害、事件、事故および教職員や学生の学内外でのトラブルの発生時に、迅速かつ適切に対応することができる体制を構築する。</p>	<p>3 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 安全管理体制の確立</p> <p>○安全管理の徹底（総務課） 工作機械等の定期点検や安全講習、部屋ごとの管理者の配置により安全管理体制を確保する。</p> <p>(2) 危機管理体制の充実</p> <p>○危機管理の徹底（総務課） 危機管理マニュアルに基づき、事件や事故、災害等発生時を想定した危機管理体制を徹底する。</p>	

中期目標	中期計画	数値目標
<p>(3) 情報セキュリティの強化 個人情報の保護など、情報セキュリティ体制を強化する。</p>	<p>(3) 情報セキュリティの強化 ○情報セキュリティの強化（総務課） 情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報の保護等のセキュリティ対策に取り組む。</p>	
<p>4 人権擁護・法令遵守に関する目標</p>	<p>4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>(1) 人権の尊重 人権意識の向上や、各種ハラスメント行為の防止に全学的な取組を行う。</p> <p>(2) 法令遵守 コンプライアンス意識の徹底を図り、不正行為の防止など法令等に基づく教育研究および業務運営を行う。</p>	<p>(1) 人権の尊重 ○ハラスメントの防止（ハラスメント防止等対策委員会） 学生、教職員が個人として尊重され、人権を侵害されることがないように、研修等による啓発活動を実施するとともに、プライバシーに配慮した相談窓口を設置するなど、相談体制を確保する。</p> <p>(2) 法令遵守 ○コンプライアンス意識の徹底（総務課・企画課・研究不正防止推進委員会） 不正経理や研究不正の防止等を図るため、コンプライアンス研修を実施し、教職員の遵法意識の醸成に努める。</p>	